

令和 2 年 3 月
海事局 船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

平成30年6月、船員が海賊行為等により拘束されている間の雇入契約及び賃金の支払いの継続を確保することを内容とする、2006年の海上の労働に関する条約の改正案が採択された。これを受け、令和2年1月、海事局において公労使三者で構成される「2006年の海上の労働に関する条約の改正に伴う国内制度化勉強会」を開催し、改正条約の国内制度化に向けた議論を行ったところ。今般、当該勉強会において、国内制度により、船舶所有者が、雇入契約の相手方になろうとする者に、海賊行為による被害を受けた場合の措置を書面により説明することを求めることとするとの結論を得たことを踏まえ、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の所要の改正を行うものとする。

2. 概要

船舶所有者が雇入契約の締結前に雇入契約の相手方となろうとする者に対して説明しなければならない事項に、海賊行為による被害を受けた場合の措置を追加するため、船員法施行規則の所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和2年6月

施 行：令和2年12月26日（改正条約の発効日）